

報道に携わる皆様へ

靖国神社問題の事実に即した報道のために

市民の知る権利のため、また自由で公正な社会の実現のためのお働きに敬意を表します。あわせて、日頃より当委員会の主催・後援する集会や声明等についての報道を感謝します。

また、2021年9月29日に向けた自民党総裁選挙をはじめ、政治の節目節目に首相や閣僚、国会議員の靖国神社参拝の問題を取り上げ、広く問題提起されていることも賛意を表します。自民党総裁選挙では、靖国神社参拝の質問をされ、候補者の国家観、歴史観、人権感覚等、政治家として最も重要な資質と目指すあり方が示されたことを嬉しく思います。このような重要で意義ある報道が、さらに実りあるものとなるため、これまで問題に専心して取り組んできた立場からお願いをいたします。

■反発しているのは「中韓」だけではありません

靖国神社問題が報道される際、枕詞のように「中韓の反発が予想される」と表現されます。しかしそれは事実とは異なり、表現としても不適切であると言わざるを得ません。「日本キリスト教協議会(NCC)靖国神社問題委員会」(注1)等のキリスト教界、「全日本仏教会」(注2)等の仏教界、「政教分離の会」(注3)等の市民団体、さらに「日本弁護士連合会」(注4)等の法曹界や戦没者遺族団体の「平和遺族会全国連絡会」(注5)からも抗議が寄せられました。また中韓のみならず、オランダやアメリカ等の西側諸国からも抗議や懸念が表明されています。公人による靖国神社参拝は、民主主義と人権尊重という共通の価値観と歴史認識に対する重大な侵害と見なされています。

■「反発」ではなく「抗議」です

これは「非合理的」で「感情的」と受け止められる「反発」ではなく、明確な理由と正当性のある「抗議」です。それを「反発」とするのは、「根拠のない敵意を含んだ反感」のような印象を与えます。しかもそれは事実と異なるだけでなく、その意見を最初から否定的に捉えて耳を貸そうとしない片寄った立場にくみするものであり、報道の客観性と中立性を損ないます。

■「抗議には理由があります」

1、靖国神社の教義には問題があります。

靖国神社は、1879年に政府によって「別格官幣(かんぺい)社」という特別の社格が与えられ、旧陸軍、海軍両省が管理する軍事的宗教施設として敗戦まで国家神道の中心的神社でした。新憲法下で一宗教法人となりましたが、靖国神社の教義と活動は現在も様々な問題があり、これまでも多くの批判がなされています。

- (1) 靖国神社は、戦没者を追悼しその死を悼む宗教施設というより、天皇や国のために死ぬ意義を国民に教化し、そのような死を「顕彰」する政治施設であること。
- (2) 戊辰戦争や西南戦争の死者に対する対応に典型的に表れているように、天皇の側で戦った「官軍」の戦没者だけを英霊として祀り、対する戦没者は「賊軍」として合祀の対象ともしない等、天皇への忠義によって人や死の価値を定める片寄った立場に立つこと。
- (3) 旧植民地出身者やキリスト者遺族の意思を無視し、遺族らの合祀取下げ要求にも一切応じず強硬に合祀を続けていること。
- (4) 併設する「遊就館」展示に表されているように、侵略戦争と植民地支配を正当化し、自国中心の歪められた歴史認識を再生産しようとしていること。
- (5) 自国中心の歴史観を広める結果として、ヘイトスピーチやヘイトクライムに代表される差別や人権侵害を助長する影響を及ぼしていること。

これらは、客観的事実として学問のレベルではすでに指摘されており、誠実な報道を通して広く明らかにされてきたことです。

2、中韓の抗議に真剣に向き合う必要があります

- (1)日本は韓国を植民地として支配し、皇民化政策の下で「私たちは日本人です、天皇の赤子です」と宣言させ、創氏改名により先祖伝来の名前を奪いました。そして天皇の祖先と主張される天照大神を神体とする神社を作り、参拝を強要しました。敗戦までは皇国臣民として徴兵や徴募によって命や財産を収奪し、戦後は一方的に国籍を奪い「外国人」として扱う等、敗戦のどさくさに紛れ植民地支配に対する責任を果たさないまま今日に至っています。こうした中、未だ解決されない植民地支配への怒りと抗議は当然です。特に、軍国主義の精神的支柱であり侵略戦争の象徴とも言える靖国神社への公人の参拝は、植民地支配や侵略戦争への反省欠如として、抗議は当然です。
- (2)1972年の「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」との日中共同声明をもって国交正常化された中国にとり、戦争責任者のA級戦犯が祀られている靖国神社に公人が参拝するのは、その声明と1978年に結ばれた日中平和友好条約に対する背反行為と見なされざるを得ません。

3、公人の靖国神社参拝には問題があります。

宗教団体が、特定の教義を信奉し広めようとするのは「信教の自由」に属します。それが犯罪行為や権利侵害をもたらさない限り認められ、また個人がどのような教義を信奉、また信奉しないのも自由というのが近代の人権の立場です。しかし、かつて国家と密接な関わりを持ち、国家権力や公教育等を通して全市民一律にその教義を信奉させ、信じない自由を認めず、個人の信仰の自由を侵害し、さらにその教義を用いて侵略戦争の精神的支柱となり、軍事的合理性すら失った無謀な戦争に国民を駆り立てる役割を負った宗教組織に、政府が再び特別な関係を持つとするのは許されません。日本国憲法第2条3項の「政教分離の原則」は、国家神道体制の再来を防止するため政府に義務付けられたものです。しかもその教義や歴史を一切反省せず、改めようとしめない宗教組織に、政府の代表者が参拝することで、その主義主張を容認し、賛意を表すようなことがあってはなりません。

日本国憲法のもとで選挙され、憲法擁護義務を負う首相を始めとする閣僚や国会議員が、その立場のままで靖国神社に関わることは憲法上許されません。事実、これまでの首相や知事ら公人の靖国神社参拝、護国神社参拝に関して争われた裁判で、公人としての参拝が合憲との憲法判断がなされた事例は一つもありません。法的に保護すべき侵害利益が認められなかったため原告敗訴となりましたが、その敗訴という結論だけが一人歩きをし、あたかも首相や知事の参拝が合憲であるかのような印象が振りまかれているのは事実と反します。むしろ1997年4月2日の愛媛玉串料訴訟最高裁判決において、明確な「違憲判断」が確定していることは繰り返し確認されなければなりません。

■「まとめとして」

首相や閣僚らの靖国神社参拝や真榊奉納は、「中韓の反発」ではなく、「内外からの抗議」という事実即ち報道と、その理由、歴史的背景についての説明がなされ、この問題についての正しい判断に資する記事が書かれることを心から願います。その記事が、50年後、100年後でも読まれ、後の時代の読者からの判断を仰ぐものであることを期待し、私たちも掲載に値する働きをなすよう励みます。

2022年2月7日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也

注1。「靖国神社問題委員会の申請にもかかわらず、菅首相は15日に玉串料を奉納、また、2021年10月13日、15日には5名の閣僚が神社参拝を行いました。当委員会は抗議声明を出しました。PDFをご覧ください。」(公式HP:<https://ncc-j.org/>)

注2。「公益財団法人全日本仏教会（以下、本会）は、2021年7月29日（木）、菅義偉内閣総理大臣宛に「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請」文書を、自由民主党本部において戸松義晴（本会理事長）から小野寺五典（自由民主党組織運動本部長）へ手交いたしました。」(公式HP：<http://www.jbf.ne.jp/info/detail?id=15987>より)

- 注3. 記事、「新宗連、NCC、政教分離の侵害を監視する全国会議など 首相・閣僚らによる靖国神社参拝を憂慮」、「キリスト新聞」2021年8月15日 <http://www.kirishin.com/2021/08/15/50246/>)
- 注4. 「内閣総理大臣の靖国神社参拝に関する会長談話」(2013年12月26日)
(公式HP:<https://www.nichibenren.or.jp/document/year/2013/131226.html>)
- 注5. 記事「遺族の思い踏みにじる 父は戦死 繰り返すな 首相の参拝に平和遺族会抗議」
(「しんぶん赤旗」2006年8月16日 https://www.jcp.or.jp/akahata/aik4/2006-08-16/2006081615_01_0.html)